

平成17年度 第2回 文化財保護委員会会議録

■日時：平成17年10月25日（火）午後7時00分から9時00分

■場所：宮代町郷土資料館会議室

■出席者：高畑委員長、島村副委員長、今村委員、中村委員、鈴木委員、新井委員（欠席：内田委員）
桐川教育長、中村室長、松田主査、横内主任、河井主任

1. 開会（松田主査）

2. あいさつ（高畑委員長・桐川教育長）

3. 議題

（1）新規町指定文化財候補について

事務局より、資料確認を行なった。

・事務局・岩崎家文書の説明を河井主任が行った。

・事務局・所有者は宮代町教育委員会で岩崎家より寄贈を受けており、現在郷土資料館の収蔵庫に保管されています。

<質疑・応答>

島村委員・マイクロフィルムにとってありますか

・事務局・マイクロフィルムにとってあります。CHになっておりますので本物を見なくてもコピーで見ることができ、公開することが可能です。

・事務局・図書館の図書は研究資料でもあり、貸し出しはしていないが専門的に調べたい方には閲覧など公開はしています。箱等は対象外でよろしいですか。

島村委員・文字が入った箱そのものということですね

・事務局・基本的には文書で報告書として刊行されているものでよろしいのではないのでしょうか。

委員長・他に質疑がありますか。ないようでしたら岩崎家文書を町指定候補とすることについて賛成の方挙手をお願いします。ありがとうございました。

・事務局・次に姫宮神社本殿の文化財調査報告書の説明をした。前回の会議で建築学史的に調査する必要があるのではとの御指摘がありました。埼玉県の文化財五社神社を調査した実績があるため文化財工学研究所に調査を依頼しました。8月31日に河井と文化財工学研究所の職員と調査を行いました。報告書では建築年次は正徳5年（1715年）に間違いはないというのが結論です。

委員長・この件について何か質問がございますか。

今村委員・辰と戌が欠けているとありますがもともたからなかったのですか。

・事務局・壊れたということではなく、はじめからぬいてつくっているという状態です。

今村委員・建物の鬼門ということでしょうか。

・事務局・鬼門は丑寅未申になりますので違うように思います。

今村委員・違う意味があるのでしょうか。

・事務局・意味がわかりましたら教えていただきたいと思います。

鈴木委員・作者で野口半兵衛とありますがこのことについて調べられましたか。

・事務局・おそらく明治の最初までの神主のお名前が野口さんといいます。姫宮神社西側に野口さ

ん宅がありますが、ずっと神主をされていました。ただ、その野口さんに半兵衛さんがいたかどうかまでの調査はしていません。

新井委員・・作者の作風はどうでしょうか。

・事務局・・作風については特に言っていなかったと思いますが、ただ妻側の虹梁の立浪というのが後から出てくるタイプのようです。

新井委員・・指定にもっていった後、防災関係について

・事務局・・所有者との話し合いが重要だと思いますが

新井委員・・自火報とか

・事務局・・ついてません。

新井委員・・最低限、自火報の設置をすすめるとか、防災対策を考えないと。一昨年あたり放火がおおかったものですから、栗橋あたりで2~3件、杉戸でも2件、指定する以上は防災対策も考えていかないといけないと思います。

・事務局・・総代会でどう判断されるか。所有者側の意向に沿った形でやらざるを得ないと思います。県指定ではなく町指定ですから町として所有者とどこまでを防災といいますか文化財として守っていくような方向でもっていくのかということが重要なのかなと思います。町としては、指定する以上は防災を含めてやっていきたいというところはあるのですがお金もかかることですし、それは文化財指定しなくていいのかということと違うのではないのかと思います。

島村委員・・どのくらいかかるのですか。

新井委員・・消防法では最低限、指定文化財にあるものは消火器だけはつけてくださいと決まっていて、文化庁の指導だと指定文化財になったものについては最低でも自火報、火災感知機といったときは部分感知機とか近所のお宅にすぐ警報がなってすぐかけつけるといったそういう装置は最低限つけて欲しいというのが文化庁のお達しです。

島村委員・・五社神社は

・事務局・・つけています。

中村委員・・五社神社の経費はどれくらいですか。

・事務局・・5万円くらいです。

新井委員・・年間定期点検で7万くらい、設置には当然もっとかかります。

・事務局・・五社神社の場合は50%が県で25%が町、所有者が25%で17,000円位です。町の保護条例上は2/3までは出すことができる。となっていて1/2でも良いわけです。

島村委員・・神社の組織というのもあると思いますがここは神主さんがいらっしゃるでしょ。

・事務局・・成田さんの息子さんとお話しをしたのですが「教育委員会としては、指定文化財という方向で考えたいんです。」とお話をしましたところ、「寄合がありますのでそちらで諮ってみたいと思います。」という回答でした。ただお金がなくて非常に困っているとのことでした。

新井委員・・いずれにしましても、指定文化財になると公になりますので

・事務局・・あくまで文化財的価値は高いと今回の調査で分かったと言えらると思いますが、あとは所有者との関係で所有者の意向に添う形で止むを得ないと思っておりますので、ここで文化財指定するかどうかをいきなり決めるのはきついなと思っております。ただし、所有者側のほうで文化財にしたいという話がきた場合はそれに対応することでやっていけばよいの

かなと思います。総代とか神主さんと相談して決めていくという方法しかないのかなと思います。

委員長・・・地元の意向を確認した上で町指定候補としてあげるという形で、今回はそれに対して委員会としては地元のかたがたの賛同が得られた場合に候補としてとりあげるということを確認してよいでしょうか。こういうことを条件の中で姫宮神社を候補にあげていきたいと思えます。

つぎには、五社神社本殿和鏡の説明をお願いします。

・事務局・・・五社神社本殿和鏡について、平成17年8月30日に河井、文化財保護委員の島村さんと2人で調査いたしました。

和鏡が8面、社寺総合調査に記載されている。この8面の内容を確認することが重要ということで調査しました。5面は箱付きでした。台座自体は元禄14年のものであるということが確認できるものでこれが1面、それともう2つが13頁和鏡ナンバー5、14頁ナンバー7というのがあります。これで全部で8面あったという状態です。島村委員と一緒に調査した感じでいわせてもらいますと8面全部を指定する必要はないと思えます。

箱付き和鏡は指定すべきだと。それプラス台座がある和鏡については時代がわかっているものですし、いいのではないのかなとあくまでも調査者の意見です。6面でいいのか5面のみでいいのか皆さんに御審議いただきたいと思えます。

島村委員・・・6面でいいのかなという感じがしました。

・事務局・・・文化財指定につきましては島村委員から話がありましたが5面プラス1面なのか5面のみなのか8面は必要ないのではないかとというのが調査者の意見です。

新井委員・・・自火報がついてますよね。そのときは入れないですね。それがきちっと作動するのであれば中には入れないのでそう簡単には盗難にあわない。こわいのはあることがわかってて何かあったときですね。要するに。

島村委員・・・でも、入るときは火災報知機だけですから人間が入ってもわからないですね。

・事務局・・・鍵は二重に、まず本殿に入るときに柵のところで鍵をつかって入って本殿内に入るときはまた横の鍵を使って入るという二重の鍵になっています。

新井委員・・・一番難しいのは、ご神体もそうなんですけど、氏子さんたちが信仰対象として収めているから五社神社であるわけですね。逆に言えばそういうことを考えた時に、移すことについて抵抗がなければ一体つつ集合のご神体といいますか。信仰対象として考えた場合には当然抵抗があるわけですね。それに対して、どのようにするかというところだと思うのです。

・事務局・・・文化財保護委員会の委員長が伊草侃斗先生のときにも和鏡を指定したいという形で議論があがっていました。

新井委員・・・本来、五社神社の元に戻した形でお祀りされているという状態ですからそれを文化財指定という理由で町に移すというところですね問題は

・事務局・・・防犯についてはないですけども、火災とかあるいは鍵とかに関しても他のところより整備されているという事情がありますので資料館にもってこれないからといって指定しなくてもいいというのはまた話は違うのかなと思うのです。あそこに置いてあっても指定の対象としては充分かなというふうには思うのです。総代会で検討してもらおうという形でもろしいですか。

島村委員・・・指定して今後のそのことについては考えるということで、奉納者がわかっている、日にち

も分かっている、鏡が作った人もわかっている、歴史史料として良い評価ができると思います。

新井委員・・・普通ですと主さんも入っているものを仏像と鏡を分けたがる部分があると思いますが本来の形で収まっているというのは非常にいいと。

今村委員・・・台座の材質は報告書に書いてないですけど

・事務局・・・杉材ではないような気がしましたが、

島村委員・・・大体檜材でしょうか

審 議 継 続

委員長・・・他に無いようでしたらこれらの6面もしくは5面ということで、これはどちらを確認しますか。

5面の箱付き和鏡とプラス台座付和鏡の付けたりで指定候補とすることでご異議ありませんか。

皆さん、ご賛同いただきますか。名称についてはまた後ほど、はい、ありがとうございます。つづきまして

川島庚申塔についての説明をお願いします。

・事務局・・・川島庚申塔につきましてご説明させていただきます。

まず、文化財指定するに当たって名称をどうするか、指定の範囲をどうするか庚申塔のみなのかそれに常夜塔がプラスされるのか、あるいは敷地全体にある力石や水神や馬頭観音を含めたものにするのかそこが大きなところだと思います。

審 議 継 続

委員長・・・他にないようでしたら、庚申塔5基で名称は川島庚申塔群で内容といたしましては庚申塔と常夜塔を指定候補とすることにご賛同いただきますか。はい、ありがとうございました。

・事務局・・・今後、岩崎家文書以外につきましては氏子や檀那等大勢いらっしゃいますので寄合等でご説明させて頂き、所有者や関係者の意向を聞き内諾が得られましたら、来年当たり定例教育委員会にかけさせて頂き指定の方向で進めさせて頂きたいと思っております。

委員長・・・続きまして、その他ですが、何かございますか

・事務局・・・お手元に配付させていただきました「宮代町50年のあゆみ」の図録ができあがりましてのでご高覧いただきますれば幸いです。事務局としては以上でございます。

委員長・・・閉会宣言

ただいまをもちまして、文化財保護委員会を閉会いたします。